

## 自立支援教育訓練給付金について

※受講前に事前相談・申請が必要です

### 【目的】

ひとり親家庭の母または父である方の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、受講に要した経費の一部を給付し、自立の促進を図ることを目的とします。

### 【対象者】

- ◆20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父(20歳に到達した場合も扶養している場合は受講修了まで対象とします)
  - ◆佐世保市に住所があること
  - ◆自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている者
  - ◆教育訓練を受けることが、適職に就くために必要である方
  - ◆過去に、自立支援教育訓練給付金を受けたことがない方
- ※過去に、高等職業訓練促進給付金、雇用保険制度の職業訓練受講給付金・教育訓練給付金を受給した方については、適職への就職に真に結びつく認められる場合に限りです。
- ※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金(入学準備金50万円)との併用はできません。

### 【対象講座】

- ◆雇用保険制度の「一般教育訓練給付金」または「特定一般教育訓練給付金」もしくは「専門実践教育訓練給付金」の指定教育訓練講座(厚生労働省ホームページ参照)

### 【支給額】

受講講座 受講開始時	一般教育訓練給付金指定講座 特定一般教育訓練給付金指定講座	専門実践教育訓練給付金指定講座
雇用保険の教育訓練給付金受給資格がない方	経費の60%の額(上限:20万円)	経費の60%の額 (上限:修業年数×40万円、160万円を超える場合は160万円、準看から正看の場合は200万円)
雇用保険の教育訓練給付金受給資格者	上記の額から教育訓練給付金の額を差し引いた額	上記の額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

その額が12,000円を超えない場合は支給はありません。

専門実践教育訓練の受講者で、修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25% (上限:修業年数×20万円、80万円を超える場合は80万円、準看から正看の場合は100万円)を追加支給します。

#### 経費に含まれるもの

入学料、受講料(受講に際して支払った受講費・授業料・教科書代・教材費)、左記にかかる消費税

#### 経費に含まれないもの

検定試験の受験料、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、補講費、各種行事参加費用、学債等将来受講者に対して還付が予定されている費用、通学交通費、パソコン等の器材、施設設備費等

## 手続きの流れ

### 【講座受講前】

<p>事前相談</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>受講の必要性をお尋ねするとともに、支給要件や対象講座、必要書類などについて説明します。</p> <p>母子・父子自立支援プログラムの策定のため、聞き取りを行います。</p>
<p>対象講座指定申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>受講の14日前までをめぐりに必要書類をそろえて、対象講座指定申請をしてください。</p> <p>(書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります。)</p> <p>※通信制の場合は、教育訓練の講座発送予定日、通学制の場合は通学初日を受講開始日とします。</p>
<p>対象講座指定 (市)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>申請書類を審査し、対象講座指定通知を送付します。</p> <p>教育訓練経費の領収書は、給付金申請の際に必要なになりますので保管しておいてください。</p>
<p>講座受講</p>	<p>指定を受けた講座を受講してください。</p> <p>対象講座終了後に、改めて給付金支給申請を行う必要があります。</p> <p>※専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない方は、講座受講中の6ヶ月ごとの支給も可能です。</p>

### 【講座終了後】

<p>給付金支給申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>対象講座の受講終了日から起算して30日以内に、必要書類をそろえて、支給申請をしてください。</p> <p>(書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります。)</p> <p>※雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方は、先に教育訓練給付金の支給申請を行い、支給額が確定した日から起算して30日以内に申請してください。)</p>
<p>給付金支給決定 (市)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>申請書類を審査し、給付金決定通知書を送付します。</p>
<p>請求書提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>請求書に必要事項を記入し、振込口座のわかるもの(預金通帳等)を添えて提出してください。</p>
<p>給付金支給 (市)</p>	<p>給付金を指定の金融機関に振り込みます。</p>

**【問い合わせ先】** ☎857-0042 佐世保市高砂町5-1  
 佐世保市子ども未来部 子ども支援課  
 (直通) 0956-25-9717

【必要書類】

手続きに必要な書類	備 考	事前相談	指定申請	給付申請
受講内容、経費等がわかる書類(パンフレット等)		○		
対象講座指定申請書	佐世保市様式第1号		○	
対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本 対象者と児童の戸籍が別である場合はそれぞれ必要	原本(指定申請時及び給付申請時点のもの)		○	○
雇用保険制度の「教育訓練給付金支給要件回答書」	ハローワーク発行		○	
マイナンバーカード、通知カード マイナンバー不明の時は住民票全部の写し	マイナンバーは提示のみ		○	
対象講座指定通知書	指定講座申請後に佐世保市が決定・通知したもの			○
支給申請書	佐世保市様式第3号			○
教育訓練修了証明書の写し 専門実践教育訓練給付金の受給資格がない者で6箇月ごとの支給を受ける場合は、支給単位期間ごとの受講証明書	教育訓練施設長発行			○
受給者本人が支払った教育訓練経費の領収書 専門実践教育訓練給付金の受給資格がない者で6箇月ごとの支給を受ける場合は、支給単位期間ごとの領収書 施設の名称、受講者の氏名、領収額、領収日、教育訓練講座名等の内訳がわかるもの	教育訓練施設長発行			○
「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」 (雇用保険の教育訓練給付金の受給資格者－追加給付①②の支給処理が確定されたもの)	ハローワーク発行 雇用保険の教育訓練給付金の支給金額確認のため			○
請求書(押印必要)	佐世保市様式第7号			○
金融機関の通帳	給付金振込先確認			○
支給申請書(追加支給用)雇用保険の支給要件がない方 専門実践教育訓練給付金の指定講座の受講者で、資格取得後、一年以内に就職等した者で追加支給を受ける場合	佐世保市様式第5号 資格を取得したことを証明する書類及び就業先の証明も必要			○

参考

雇用保険制度の受講費用助成

	一般教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金
受給額	受講者が支払った訓練経費の20% 上限10万円(訓練終了後支給)	受講者が支払った訓練経費の40% 上限20万円(訓練終了後支給) 資格取得後1年以内に雇用された場合 10%を追加支給 上限:40%分と合わせて25万円/年
受給資格	・初めて給付を受ける場合 被保険者期間が1年以上 ・過去に受給したことがある場合 前回の受講開始日から次の受講開始日前 までに被保険者期間が3年以上	・初めて給付を受ける場合 被保険者期間が1年以上 ・過去に受給したことがある場合 前回の受講開始日から次の受講開始日前 までに被保険者期間が3年以上
対象講座例	簿記、Webクリエイター、建築CAD、 インテリアコーディネーター	社労士、税理士、宅建、介護職員初任者研 修、介護支援専門員実務研修、ITSSレベル 2以上の情報通信技術資格

	専門実践教育訓練給付金
受給額	受講者が支払った訓練経費の50% 上限40万円/年(6か月ごとに支給) 資格取得後1年以内に雇用された場合 20%を追加支給 上限:50%分と合わせて56万円/年 (資格取得し雇用された後支給) 訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と 比較して5%以上上昇した場合 10%を追 加支給(年間上限8万円) 上限:50%分と合わせて64万円/月
受給期間	1年以上3年以内
受給資格	・初めて給付を受ける場合 被保険者期間が2年以上 ・過去に受給したことがある場合 前回の受講開始日から次の受講開始日 前までに被保険者期間が3年以上
対象講座例	看護師、美容師、理学療法士などの業務独 占資格及び保育士、調理師などの名称独 占資格、専門職大学院、専門学校の職業実 践専門課程など